

都市景観形成のための方針（景観法第8条第3項）との整合に係る意見

① 土地利用の方向性	
② まち並み形成の方向性	

都市景観形成のための基準（景観法第8条第2項第2号）との整合に係る意見

① 重点テーマ		
② 景観形成基準	つかむ	
	なじむ (なじませる)	1. 3 階以上の高い位置からの不特定多数からの視線に晒されることのないよう配慮を求めます。 2. 東側立面図、材料不明ですが、反射性の低い素材を用いることにより、眩しいと感じられないよう配慮を求めます。 3. 20 時以降の静謐な環境が得られるよう配慮を求めます。
	工夫する	

景観配慮に関する意見書に対する回答書

令和6年6月18日

各位

事業主 株式会社フィル・カンパニー

設計 株式会社フィル・コンストラクション

次のとおり、意見書に対する回答を提出します。

行為の場所 (地名地番)	鎌倉市小町二丁目50番7の一部ほか1筆
意見書番号	鎌都景第355号1

回答内容につきましては、鎌倉市都市景観条例第10条の2第4項の規定に基づき、景観計画に定める都市景観形成のための方針及び基準との整合に係る意見についての回答とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、景観形成のための方針及び基準に記載のない内容についての意見に対しては、別途ご回答いたします。

【ご意見】

東側立面図、材料不明ですが、反射性の低い素材を用いることにより、眩しいと感じられないよう配慮を求めます。

【回答】

本物件に用いるガラスは全て反射性の低い透明ガラスにしております。また、外壁の仕上げは、ALCデザインパネルに艶の少ないアクリルウレタン樹脂による塗装仕上げとし、反射性に配慮しております。